

相互信頼に基づく日中経済連携の創新

世界の協調的發展を目指して

21 世紀日中関係展望委員会（第 7 回）提言書

2011 年 9 月

一般財団法人 日中経済協会

東日本大震災に際しての中国からの支援に対する御礼

今年3月11日に発生した東日本大震災に際して、中国からはいち早く緊急援助隊が派遣され、様々な支援が提供された。中国政府並びに中国の友人に対して、改めて感謝の意を表したい。また、5月21、22日に東京で開催された日中韓首脳会談に先立ち、温家宝首相が宮城県と福島県を訪れ、被災者に親しく声を掛けてくださったことは、日本国民に深い印象を与えた。

我々は、胡錦濤国家主席をはじめ中国の政府及び各界・各層から寄せられたお見舞いと支援、さらには今後の震災復興協力が、新たな日中両国関係の構築に大きく貢献することを確信するものである。

21世紀日中関係展望委員会 名簿

委員長

福川 伸次 財団法人機械産業記念事業財団 会長（元通商産業事務次官）

委員（氏名五十音順）

射手矢好雄 森・濱田松本法律事務所 弁護士・一橋大学法科大学院特任教授
入山 幸 新日本製鐵株式会社 常任顧問
荻田 伍 アサヒグループホールディングス株式会社 代表取締役会長兼 CEO
兼好 克彦 三井住友海上火災保険株式会社 専務執行役員東アジア・インド本部長
関 志雄 株式会社野村資本市場研究所 シニアフェロー
北田 眞治 トヨタ自動車株式会社 常務役員
木原 誠 JX 日鉱日石エネルギー株式会社 相談役
国分 良成 慶應義塾大学 法学部 学部長・教授
近藤 義雄 近藤公認会計士事務所 所長・公認会計士
佐藤 嘉恭 株式会社資生堂 顧問（元駐中国特命全権大使）
朱 建栄 東洋学園大学 人文学部 教授
高尾 剛正 住友化学株式会社 代表取締役専務執行役員
高原 明生 東京大学 大学院法学政治学研究科 教授
戸矢 博道 全日本空輸株式会社 顧問
中垣 喜彦 電源開発株式会社（J-POWER） 相談役
能仲 久嗣 株式会社東芝 常任顧問
八丁地 隆 株式会社日立製作所 取締役
華井 満 株式会社華井事務所 代表取締役社長
藤野 文昭 藤野中国研究所 所長
古川 壽正 三井物産株式会社 顧問
前田 正博 独立行政法人中小企業基盤整備機構 理事長
丸川 知雄 東京大学 社会科学研究所 教授
守村 卓 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 副頭取

日中経済協会 21 世紀日中関係展望委員会（福川伸次委員長、全 24 名）はこのたび、提言書「相互信頼に基づく日中経済連携の創新 世界の協調的發展を目指して - 」を取りまとめた。これは委員会が 2002 年に発足して以来、第 7 回目の提言書となる。

なお、本委員会がこれまでまとめた提言書（意見書）は次の通りである。

2003 年 6 月 「日中関係の進化を求めて その理念と課題
相互信頼、未来創新、知的進化、世界貢献への途 」
2005 年 6 月 「未来に向けて日中経済の連帯を發展させよう」
2006 年 9 月 「新内閣の発足にあたり、日中関係の進化を望む」
2007 年 6 月 「日中関係 調和と革新への針路」
2008 年 9 月 「日中関係新次元への展開 戦略的互惠関係の具体的展開 」
2009 年 9 月 「世界新時代を拓く日中協力」
2011 年 9 月 「相互信頼に基づく日中経済連携の創新 - 世界の協調的發展を目指して - 」

目 次

総括提言	1
1 . 日中国交正常化後 40 年の回顧	1
2 . 転換期にある世界	1
3 . 総括提言	2
《総括提言 1》政治外交上の信頼関係の確立	2
《総括提言 2》経済成長方式の転換	2
《総括提言 3》日中韓投資協定及び自由貿易協定の早期締結	2
《総括提言 4》国民レベルの相互理解と親和感醸成	3
総括提言の具体化	4
1 . 相互信頼確立のための人的、文化的交流強化	4
2 . 経済成長方式の転換	5
(1) 新経済成長モデルの実現	5
(2) 市場経済システムの形成	5
(3) イノベーションを通じた高付加価値産業の育成	5
(4) エネルギー・環境協力の推進	6
(5) ライフ・イノベーション 国民生活の豊かさ実現への更なる協力	7
(6) 中西部、東北部開発への協力	7
3 . 日中韓 F T A 等の推進とアジア・太平洋の協調的發展	8
おわりに	9
【参考データ】	10

総括提言

1．日中国交正常化後 40 年の回顧

日中両国は 2012 年に国交正常化 40 周年を迎える。1972 年に 11 億米ドルであった日中貿易総額は 2010 年に 3,000 億米ドルを超えて過去最高額を更新し、中国への日本企業の対中直接投資は同年に 40.84 億米ドル（1979 年からの累計額 730.2 億米ドル）となり、日中経済関係は高度の相互補完性を築くに至っている。

中国経済は、鄧小平氏の南方談話（1992 年）、WTO 加盟（2001 年）を経て、飛躍的な成長を遂げてきた。この間日本は、中国の改革開放の努力を一貫して支援し、総額 3 兆 3,164 億円に上る円借款等の対中 ODA（政府開発援助）を供与するとともに、民間ベースの貿易投資の拡大を通じ、市場経済化に必要な経営資源の移転に協力してきた。

日中関係には、時として靖国神社参拝問題、教科書問題等による緊張関係が生じることがあったが、両国は過去の紆余曲折を乗り越え、2006 年に、歴史を直視し未来に向かう「戦略的互惠関係」の新たな局面を切り拓くことを合意するに至った。しかしながら、その後、尖閣諸島沖での漁船衝突事件などの影響により、日中両国の国民感情は必ずしも好転をみていない。

日本は、東日本大震災と福島第 1 原子力発電所の事故で大きな被害を受けたが、これを契機にして、サプライチェーンの再構築はもとより多面的な改革を展開し、安全で活力に満ちた経済の再生に挑戦している。中国は、第 12 次五カ年計画において科学的発展観の下、質の高い経済の実現を目指している。

「一衣帯水」の隣国である日中両国は、多層的な交流を通じて揺るぎない相互信頼を取り戻し、国民親和を実現していけば、世界史に残る未来志向の磐石な二国間関係を築くことができるであろう。

2．転換期にある世界

国際社会は今や大きな転換期を迎えている。グローバル化が広く進行する中で、国際社会の構造は多極化し、秩序運営の枠組みが G 8 から G 20 へと移行している。解決すべき課題は多様化、複雑化し、集団安全保障、核拡散防止、自由貿易体制の維持、国際通貨金融の安定、地球環境の保全、エネルギーの確保、原子力の安全、貧困の解決、災害の防止、感染症の予防など多岐に及んでいる。金融危機を契機に米欧諸国の経済は停滞を続け、世界経済は、その成長をアジア諸国に依存するようになっている。

日中両国は、世界経済で 2 位と 3 位の地位を占めている。これまで両国は、どちらかといえば、国際秩序の維持と運営を所与のものとして利用してきたが、今や主要国の有力な一員として国際政治経済の運営に積極的役割を果たすべき立場にある。

アジア経済は、今後も目覚ましい発展を遂げるに違いない。その潜在力を具現するためには、日中両国が相互信頼の上にその連帯を強化し、未来創新に向けてともに努力していくことが期待されている。

同時に、我々は、産業システムのあり方を問いなおさなければならない。中国が第 12 次五カ年計画でその方向を明確にし、日本がその成長戦略で謳っているように、両国は従来の物質中心の成長パターンを脱却し、人間の価値、自然の保持、そして生活の質的

高度化を図る知的な創造性に満ちた産業文明の確立に挑戦していく必要がある。

日中両国は、これまでの 40 年にわたる協力関係をより深い相互信頼を基盤とした互惠関係に発展させ、世界の、そしてアジアの輝かしい未来の実現に向けて英知を結集して新時代を拓いていかなければならない。

3. 総括提言

《総括提言 1》政治外交上の信頼関係の確立

日中両国の政治指導者が、多層的な相互交流の拡大を通じて確固とした政治外交上の信頼関係を確立し、戦略的互惠関係を充実・強化するとともに、世界、そしてアジアの安定と発展に協力して貢献することを期待する。

2012 年には、日中国交正常化 40 周年を迎える。近年、首脳レベル、閣僚レベルの交流が頻繁に行われるようになってきているが、時として国民の多くを巻き込む問題が生じており、政治指導者レベルで確固とした信頼関係が十分に確立しているとは言い難い。

両国の政治指導者は、国民の広範な相互理解を促しつつ、相互の率直かつ緊密な交流を重ね、二国間関係のみならず、世界及びアジアが当面する諸問題を絶えず分析し、生起する諸問題を迅速かつ円満に解決していく信頼関係を醸成する必要がある。

《総括提言 2》経済成長方式の転換

中国は、省エネルギー・新エネルギー・環境配慮、内需拡大など経済成長方式の転換に挑戦している。日本は、これまでの経験を踏まえ、またイノベーションを推進しながら、日中間において双方向での事業投資、技術交流が拡大するよう努力する。

中国では、第 12 次五カ年計画要綱において、省エネルギーの促進、新エネルギーの開発、環境の保全そして内需の拡大とイノベーションの推進によって、経済成長方式の転換を追求しようとしている。これは、世界及びアジアの経済発展に大きく資するものである。

中国のこうした課題は、日本も同様に抱えているものである。日本は、これまで積み上げてきた先進的技術を活用して、中国との間で、民間を主体とするビジネスベースの連携を高めるとともに、産学官の研究交流を促進すべきである。このためには中国における知的財産権の保護の徹底など、先進技術交流の環境整備が重要な手段である。

日本が強みを有し、今後の成長戦略の支柱であるグリーン・イノベーション（エネルギーの需要・供給構造の変革等）、ライフ・イノベーション（安心・安全・健康への高度技術活用等）及びカルチャー・イノベーション（魅力・感性等による市場獲得等）を推進することにより、中国との新たな協力関係を切り拓くことができれば、日中の戦略的互惠関係を新たな次元に引き上げることとなる。

《総括提言 3》日中韓投資協定及び自由貿易協定の早期締結

日中両国の互惠・連携関係を核として、日中韓の投資協定及び自由貿易協定（F T A ないし経済連携協定 E P A）を早期に締結する。

2011 年 5 月に開催された日中韓首脳会談において、日中韓投資協定の早期締結及び日中韓 F T A の産官学共同研究の年内の終了と 2012 年の交渉開始で意見の一致をみた。

東アジアで多くの F T A が締結される中、北東アジアは F T A の「空白地帯」となっ

ている。日中両国と韓国は、経済的地位の重要性に鑑み、早期にその締結交渉を促進する必要がある。その上で、東アジア地域の経済発展の潜在力を具体化するため、日中韓 F T A を A S E A N 諸国との F T A と結合することが現実的である。

また、日本としては、アジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）という広域的かつ包括的な経済連携を志向し、アジア・太平洋の架け橋の役割を果たすことが望ましい。

《総括提言 4》国民レベルの相互理解と親和感醸成

国民全体の相互理解と親和感を高めるため、人的交流、文化交流を拡大する。とりわけ次代を担う青少年の交流と相互留学を促進するとともに、国交正常化 40 周年を機に、文化、芸術、スポーツ等の分野における有意義なイベントの実施を目指す。

日中両国における世論調査をみると、それぞれ相手国に対して必ずしも好感を抱いているとは言い難い。政府及び各界・各層は、様々な分野における交流を拡充する必要がある。

青少年交流は、とりわけ質と量の両面において、飛躍的に充実強化を図ることが重要である。

また、2012 年に日中国交正常化 40 周年を迎える機会に、文化、芸術、スポーツ等の分野において有意義なイベントを実施し、国民レベルの更なる相互理解と親和感醸成を図ることが必要である。

総括提言の具体化

1. 相互信頼確立のための人的、文化的交流強化

《提言1》

日中両国民の強固な相互信頼を確立するために、日中両国の各層・各界において国民的交流を一層拡充すること。

2010年の尖閣諸島沖での漁船衝突事件等にみられるように、両国間のトラブルが、国民の多くを巻き込む問題へと発展することがあるが、これは、お互いの情報公開と相手側に対する正しい理解が不足していることに原因がある。このため、政府間やジャーナリズム間の交流を深めることがまず必要である。加えて、広範な国民交流を通してお互いに対する相互理解を深め、相互信頼が生まれるよう促すことが求められる。

例えば、映画やテレビ等のメディアによる交流、観光交流、スポーツ交流などの振興が重要である。日中両国政府が、規制の緩和や共同プロモーションの推進等、両国民の相互理解が深まる具体的措置を講ずる必要がある。

《提言2》

次世代を担う青少年の交流を拡大し、人材の育成に共同で取り組むこと。

現在、中国への日本人留学生は15,409人（2009年、中国教育部）、日本への中国人留学生は86,173人（2010年5月1日、日本学生支援機構）であり、日米、中米の留学生の規模に比べると少ない。政府、民間、教育機関が協力して5年以内にお互いに倍増させる必要がある。

両国政府が主導して青少年交流の機会を拡充するとともに、次世代を担う人材の育成に共同で取り組む環境の整備が必要である。例えば、両国の青年が日中両国の経済情勢、関係法規、政策等の実践的学習をともに行い、人脈形成を図ると同時に、真の相互理解と友好協力に貢献できる人材を育成する「共同留学制度」を創設することが有効であろう。

《提言3》

国交正常化40周年を契機に、日中両国が、文化・芸術・スポーツ等の分野での有意義なイベントを実施すること。

日中国交正常化40周年を迎えるにあたり、文化・芸術・スポーツ等に関する有意義なイベントを企画・実施することは、国民レベルでの相互理解の促進と親和感の醸成に有効である。日中両国の長い交流の歴史を題材としたイベント、日中両国が誇る伝統的芸術作品（浮世絵、水墨画等）の展示会や伝統的舞台劇（歌舞伎、京劇等）の上演会、伝統的楽器による演奏会などの開催は、双方の文化・芸術を理解することを通して、両国民が相互に信頼し尊敬し合う関係を確立する上で、大いに役立つものである。

2. 経済成長方式の転換

(1) 新経済成長モデルの実現

《提言4》

省エネルギー・新エネルギー・環境配慮、内需主導、イノベーション等、中国が進めつつある経済成長方式の転換に関し、日本は、これまでの経験を踏まえ、日中間で知見、技術及び事業投資の双方向での交流を拡大させること。

第12次五カ年計画要綱は「経済成長方式の転換加速」を大きな主題としている。これまで中国は、労働集約型、投資・輸出主導型、資源多消費型の成長を続けてきた。

しかしながら、中国においては、2015年頃から始まる生産年齢人口の減少、資源エネルギー供給の制約及び環境汚染の激化に対応して、省エネルギー・新エネルギー・環境配慮、内需主導、イノベーション、民生向上を主軸とする成長方式への転換を図ることが喫緊の課題となっている。これらは、日本もかねてから取り組みを進めてきた政策課題である。

世界第2位と第3位の経済規模を持つ隣国同士が、かかる課題認識を共有し、その対策について、経験と知見の交流を深め、具体化のため双方向での事業投資や技術交流などを進めることは、日中の戦略的互惠関係のコアを形成するものであり、産官学の各レベルで積極的に推進すべきである。

(2) 市場経済システムの形成

《提言5》

中国が経済構造改革を効果的に進めるため、市場機能を重視し、民間企業の経営効率性を重視するとともに、中小企業育成策を展開していくこと。

活力ある市場経済の基礎は民間企業であることは言うまでもない。中国では国有企業・国家株式支配企業が鉱工業生産に占める割合は下落し、非国有企業のウエイトが年々高まる一方で、中国の経済専門家の間では、近年、民間企業による資金調達が困難になっているなど、「国進民退」（国有企業の拡張、民間企業の後退）が進んでいるのではないかという懸念の声が聞かれる。民間企業の重要性に対する認識が具体的な施策等に明確に示されておらず、また充分には実施されていないことが、こうした懸念をもたらす背景にある。

民間企業を発展させるための効果的な対策の一つは中小企業の支援である。中国では1998年に国家経済貿易委員会の中に初めて中小企業司が設けられて以来、人材育成、公的融資などの中小企業対策が講じられているが、日本の中小企業政策の経験をも参考にしつつ、中小企業に対する円滑な資金供給などの施策を更に拡充すべきである。

(3) イノベーションを通じた高付加価値産業の育成

《提言6》

日中間で産学官研究協力、産業技術交流を一層拡充するとともに、そのために不可欠な要件として、中国での知的財産権保護制度の確立と的確な運用を図ること。

また中国のベンチャー企業が日本の資本市場でも資金調達しやすいような仕組みを整備すること。

イノベーションを通じた産業構造の高度化と生産性向上は、今後の中国经济発展戦略

において大きな課題である。このため、イノベーションの実現に向けて、日中間での産学官研究協力、産業間技術交流を広範に展開していくべきである。その際、知的財産権の侵害に対する懸念が日中での踏み込んだ技術交流に対する障害の一つになっていることから、中国における知的財産権がしっかりと保護される制度の確立と的確な運用が不可欠である。このことは、中国企業による研究開発投資を促進する上でも重要である。

イノベーションを具体的な産業育成に結びつけるには、ベンチャー企業に対してエクイティを含む資金を提供する仕組みが重要である。このため、中国国内においてリスクマネーの調達やIPO（新規株式公開）のための市場の整備が望まれる。また、日本国内においても、中国企業が株式市場で資金調達を行い得るような改善策の実施を期待する。

（４）エネルギー・環境協力の推進

《提言 7》

「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」を通じて、省エネルギー・リサイクル・水・スマートコミュニティ分野等の協力プロジェクトの創出を拡大するとともに、日中両国企業のグリーン・テクノロジー展示の場として「日中グリーン・エキスポ」を活用すること。

「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」は、2006年から日中官民連携のプラットフォームとして毎年開催され、既に120の協力合意案件を創出している。その結果、産業、民生、運輸の広範な分野での省エネルギーに加えて、リサイクル、水、スマートコミュニティ等の社会システム分野を含め、具体的な日中協力プロジェクトを創出する太いチャネルとして定着してきており、その一層の拡大を目指す。また、2011年6月に初めて開催された「日中グリーン・エキスポ」は、先進的な日中のグリーン・テクノロジーをビジブルな形で紹介する良い機会であり、今後その一層の充実が期待される。

《提言 8》

クリーン・エネルギーの開発利用の促進のために、日中間の戦略対話を進めること。

中東・北アフリカ情勢の不安定化や福島原発事故等を契機に、エネルギーポートフォリオの見直しを迫られている。地球温暖化防止は引き続き人類共通の課題であることは言うまでもない。

このような背景のもとで、日本及び中国の持続的成長を支えるエネルギーの中長期的な戦略、就中その中核となるクリーン・エネルギー戦略に関し、技術を保有し、開発する主体である民間の有識者を中心に自由闊達な意見交換を行うことを通じ、日中経済協力の新たな方向性を模索するハイレベル対話の場を立ち上げることを提案する。

省エネルギー、化石燃料の高効率利用、再生可能エネルギー、スマートコミュニティを重点とするクリーン・エネルギー技術の開発・利用拡大について、中長期的視野に立って意見交換を行うことにより、日中両国の持続可能な成長と世界のエネルギー問題の解決に貢献することを期待する。

《提言 9》

日本は、原発事故の原因と対応に関して国際社会との情報共有に努めるとともに、原発の安全確保についても、中国をはじめとする諸外国との協力を強化すること。

日本は、福島第一原発事故の原因及びその後の一連の措置に関し、放射線汚染の問題も含め、透明性を高め、かつ迅速に国際社会との情報共有に努めるべきである。また、今回の事故を踏まえて、国際原子力機関（IAEA）の場で原発安全基準強化の作業が進められているが、日本は、これに積極的に参加することはもとより、中国との間でも原発の安全性強化に関する協力を強化すべきである。

《提言 10》

東シナ海ガス田の共同開発問題の早期解決を図ること。

東シナ海ガス田の共同開発問題は、エネルギーセキュリティ確保のための日中協力の試金石として、協調発展のモデルとなるものであり、これまでの合意を踏まえて早期解決を図るべきである。

（5）ライフ・イノベーション 国民生活の豊かさ実現への更なる協力

《提言 11》

高齢層を含む全国民レベルで、健康で活力溢れる社会を創り出すため、日本は、社会保障や医療の充実、労使協調による労働条件の改善、労働安全の確保について、その経験を活かし、中国と更なる協力と交流を促進すること。

ともに人口の高齢化が進む日本と中国では、社会保障の重要性が高まっている。中国では今後、特に農村部の高齢者に対する生活保障や医療の提供が大きな課題であり、こうした社会保障システムの充実、民生重視、内需主導経済への転換を支える大きな柱である。

日本は革新的医薬品、医療・介護技術の研究開発に加えて、「高齢社会システムの先進モデル」構築を進めるとともに、中国との間で産学官連携による共同の臨床研究や治験の拠点構築、介護のためのハード・ソフト両面のインフラ（介護ロボット等の機器を含む）の整備などについて協力を進める必要がある。

経済発展と労働者の福祉向上をどう調和させるかも重要な課題である。中国では賃金などの待遇改善を求める声が強まるなか、関連法制度の整備とともに、労使が協調して労働者の待遇改善を実現する仕組み作りが必要である。

また、中国では、「世界の工場」として世界中の企業から発注を受ける一方、労災問題が深刻な企業現場が多い。中国へ発注する企業の側でも、中国の生産現場で労働者の安全が守られ、適切な待遇が与えられているかに注意し、必要な措置をとるよう受注側の企業に働きかけることが、企業の社会的責任（CSR）を果たす上で重要である。

（6）中西部、東北部開発への協力

《提言 12》

日本企業は、中国の新たな地域的成長戦略に沿った形で、在来の中国沿岸部、都市部での活動に止まらず、中西部及び東北部等でも積極的な事業展開を図ること。

また、日中両国ともに農業の改革を進めつつあり、この面でも両国関係者間の交流の活性化に努めること。

21世紀に入ってから、中国国内では発展が相対的に遅れている西部、中部、東北部の内陸部の開発を進めることが大きな政策方向であり、多大な公共投資により高速道路、鉄道、電力などのインフラが急速に整備されている。これからは民間企業の投資の役割が重要になるとの認識の下、進出する民間企業に対して公共サービスを提供する地方政府の取り組みも積極化してきている。

日本企業の中国への直接投資はこれまで沿海部に集中してきた。中国全体の人口の4分の1を占めるにすぎない江蘇省、上海市、遼寧省、広東省、山東省に日本の直接投資の8割が集中している。しかし、中国のGDPの62%、大学卒業生の72%がこれら5つの省・市以外から生み出されていることを考えると、日本企業は内陸部の市場と人材を獲得するチャンスを見逃している恐れがある。日本企業はこれら地域に対して積極的な事業展開を進める必要がある。

また、中国では三農（農業、農村、農民）問題への対応が進展しており、日本では農業自立化を目指す構造改革政策が推進されていることから、両国の農業振興のために交流を活性化することは有意義である。

3. 日中韓FTA等の推進とアジア・太平洋の協調的発展

《提言 13》

投資促進を図る観点から、内国民待遇の原則を確保する日中韓投資協定を早期に合意・締結すること。

日中韓FTAは、関税・非関税障壁の撤廃・引下げのみならず、サービス貿易や資本取引の自由化をはじめ高度な経済連携の確立をめざして早期に締結すること。

日中韓3カ国は、14.7億人の人口を有し、東アジアのGDPの約4分の3、貿易額の3分の2を占め、地理的な近接性に加えて歴史的に文化の交流も長く、経済の相互補完関係が極めて強い。

WTOドーハ・ラウンドの見通しが不透明な中、日中両国及び韓国は、それぞれASEANとのFTAなど各国・地域とのFTA・EPAを順次展開しているものの、最重要の日中韓3国の間ではFTAの「空白地帯」となっており、このままで推移すれば、日本企業が海外移転を加速し、国内空洞化をもたらすことも懸念される。

このような状況の下、日中韓首脳による2011年5月のサミットでの合意事項を踏まえ、日中韓投資協定交渉の実質合意を早期に達成させ、日中韓FTA産官学共同研究を2011年中に終了させることは、時宜に適したものである。これを受けて日中韓投資協定については、例外なく内国民待遇を享受できるような内容のものとして早期に締結し、また、日中韓FTAについては早期締結に向けて迅速な政府間交渉を強く求めるものである。

特に日中韓FTAについては、高度な自由貿易体制の確立をめざして関税率を可能な限り引き下げるとともに、非関税障壁である政府調達、基準認証、原産地証明の共通化、貿易手続きの簡素化を進め、さらに、サービス貿易の自由化を図る必要がある。また投資を促進するためには、資本取引の自由化の徹底、国際ルールに沿った投資規則の明確化、知的財産権保護の徹底などが必須である。

加えて、日本は将来の目標として、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）という広域的かつ包括的な経済連携を志向すべきである。

こうした自由貿易推進の主旨に照らし、レアアースの輸出管理の強化等の措置は避けるべきである。

《提言 14》

アジアの持続的な成長を実現するため、日中両国は基軸となってイノベーションに挑戦する努力を続け、経済・産業構造改革やインフラ整備、産業協力等の課題に協調して取り組むこと。

アジアが今後も世界経済発展の原動力となりうる持続的な成長を実現するためには、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）等の機能を活用しつつ、イノベーションによる産業構造の改革、産業協力と分業体制の強化をはじめ、社会インフラの整備、人材育成、中小企業育成、資源エネルギー需給構造改革を進めるなど、多方面にわたる課題に対応する必要がある。また、アジア通貨基金（AMF）の設立や基軸通貨体制と円元協調のあり方を含む金融通貨体制の改革も検討課題である。

これらの解決に際し、日中両国が韓国も含めて協調して取り組むことのできる領域は広範である。日中韓3国が協力を強化し、アジアの力強い成長を導いていくべきであるとの考えは、5月の日中韓首脳会談でも共有されている。

おわりに

21世紀日中関係展望委員会は、このたび第7回提言書を取りまとめた。

我々は、国際経済社会が劇的な構造転換をみせ、世界経済が不確実な要因を高めている中であって、日中両国が新しい成長の実現に向けて、主導的な役割を果たしていくべきであると考えている。

世界の資源エネルギーに供給限界が見え、原子力利用に不安が生じ、地球環境が悪化していることを考えれば、日中両国は、相協力して資源エネルギーへの依存度を軽減し、高度技術に支えられた知的創造力の高い産業文明を構築していかなければならない。

その中心的役割を果たすものは、活発な企業活動と創造的な人的交流であり、それを支える適切な政策上の環境整備である。我々は、日中経済協会が両国間の企業及び企業人の連携の場の提供者として、また政府と企業間の橋渡し役として積極的な役割を果たし、日中両国が新産業文明の構築に貢献していくことを心から期待している。

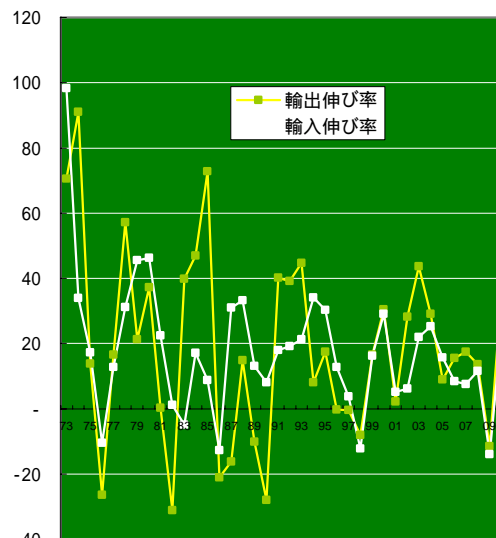
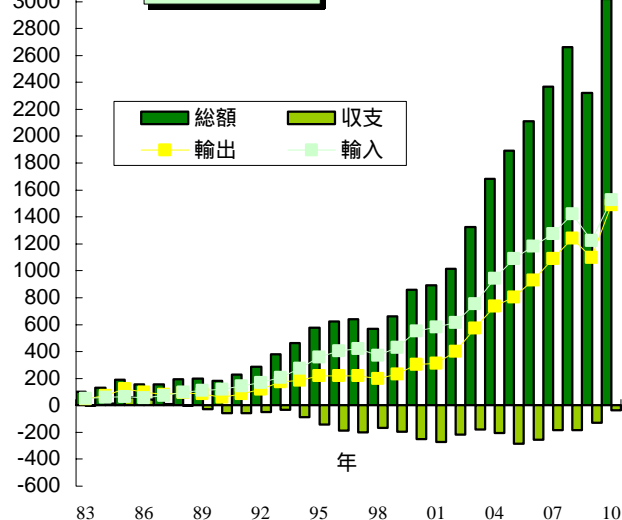
【参考データ】

(1) 日中貿易の推移

(億ドル)

		対中輸出		対中輸入		合計		貿易収支
			前年比(%)		前年比(%)		前年比(%)	
72	昭和47	6.09		4.91		11.00		1.18
73	48	10.39	70.6	9.74	98.4	20.13	83.0	0.65
74	49	19.84	91.0	13.05	34.0	32.89	63.4	6.79
75	50	22.59	13.9	15.31	17.3	37.90	15.2	7.28
76	51	16.63	26.4	13.71	10.5	30.34	19.9	2.92
77	52	19.39	16.6	15.47	12.8	34.86	14.9	3.92
78	53	30.49	57.2	20.30	31.2	50.79	45.7	10.19
79	54	36.99	21.3	29.55	45.6	66.54	31.0	7.44
80	55	50.78	37.3	43.23	46.3	94.01	41.3	7.55
81	56	50.95	0.3	52.92	22.4	103.87	10.5	1.97
82	57	35.11	31.1	53.52	1.1	88.63	14.7	18.41
83	58	49.12	39.9	50.87	5.0	99.99	12.8	1.75
84	59	72.17	46.9	59.58	17.1	131.75	31.8	12.59
85	60	124.77	72.9	64.83	8.8	189.60	43.9	59.94
86	61	98.56	21.0	56.52	12.8	155.08	18.2	42.04
87	62	82.50	16.3	74.01	30.9	156.51	0.9	8.49
88	63	94.76	14.9	98.59	33.2	193.35	23.5	3.83
89	平成元	85.16	10.1	111.46	13.1	196.62	1.7	26.30
90	2	61.30	28.0	120.54	8.1	181.84	7.5	59.24
91	3	85.93	40.2	142.16	17.9	228.09	25.4	56.23
92	4	119.49	39.1	169.52	19.2	289.01	26.7	50.03
93	5	172.81	44.6	205.63	21.3	378.44	30.9	32.82
94	6	186.79	8.1	275.64	34.0	462.45	22.2	88.85
95	7	219.30	17.4	359.22	30.3	578.52	25.1	139.92
96	8	218.90	0.2	405.30	12.8	624.20	7.9	186.40
97	9	217.82	0.5	420.41	3.7	638.23	2.2	202.60
98	10	200.22	8.1	368.96	12.3	569.17	10.9	168.74
99	11	233.35	16.5	428.80	16.2	662.15	16.3	195.45
00	12	304.38	30.4	553.41	29.1	857.80	29.5	249.03
01	13	310.97	2.2	580.99	5.1	891.96	4.0	270.20
02	14	398.66	28.2	616.92	6.2	1,015.57	13.9	218.26
03	15	572.39	43.6	751.90	21.9	1,324.28	30.4	179.51
04	16	738.33	29.0	942.15	25.3	1,680.48	26.9	203.82
05	17	803.63	8.9	1,090.24	15.7	1,893.87	12.7	286.61
06	18	928.76	15.6	1,184.19	8.5	2,112.96	11.5	255.43
07	19	1,090.66	17.5	1,275.74	7.6	2,366.40	12.0	185.08
08	20	1,240.35	13.7	1,423.37	11.5	2,663.72	12.6	183.02
09	21	1,096.30	11.6	1,225.45	13.9	2,321.76	12.8	129.15
10	22	1,490.86	36.0	1,528.01	24.7	3,018.87	30.0	37.15

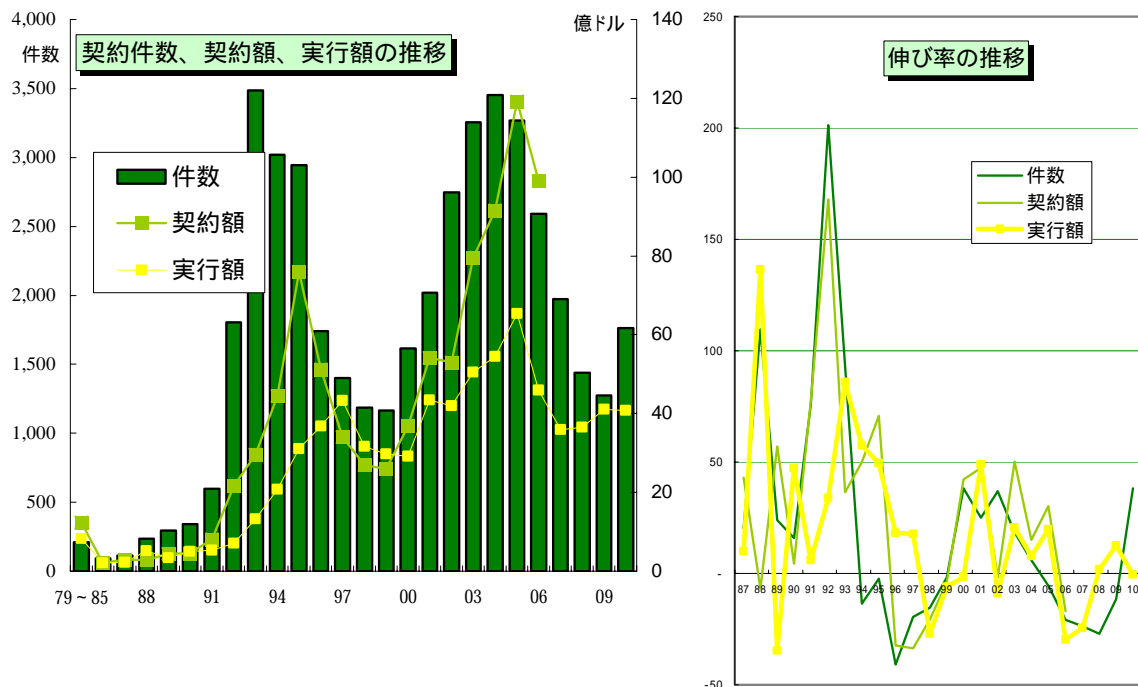
億ドル 日中貿易の推移



(出所) 中国経済データハンドブック2011年版(財務省貿易統計、96年以降は同統計に基づき日本貿易振興機構がドル建て換算したもの)

(2)日本の対中直接投資

年	件数		契約額 (億ドル)		実行額 (億ドル)		1件当り契約額 (万ドル)
		前年比(%)		前年比(%)		前年比(%)	
79～85	211	-	12.3	-	8.3	-	582.9
86	94	-	2.1	-	2.0	-	223.4
87	113	20.2	3.0	42.9	2.2	10.0	265.5
88	237	109.7	2.8	6.7	5.2	136.4	118.1
89	294	24.1	4.4	57.1	3.4	34.6	149.7
90	341	16.0	4.6	4.5	5.0	47.1	134.9
91	599	75.7	8.1	77.7	5.3	6.0	135.2
92	1,805	201.3	21.7	167.9	7.1	34.0	120.2
93	3,488	93.2	29.6	36.4	13.2	85.9	84.9
94	3,018	13.5	44.4	50.0	20.8	57.6	147.1
95	2,946	2.4	75.9	70.9	31.1	49.5	257.6
96	1,742	40.9	51.3	32.4	36.8	18.3	294.5
97	1,402	19.5	34.0	33.7	43.3	17.7	242.5
98	1,188	15.3	27.0	20.6	31.6	27.0	227.3
99	1,167	1.8	25.9	4.1	29.7	6.0	221.9
00	1,614	38.3	36.8	42.1	29.2	1.7	228.0
01	2,019	25.1	54.2	47.3	43.5	49.0	268.4
02	2,745	37.0	53.0	1.9	41.9	8.9	193.1
03	3,254	18.5	79.6	50.2	50.5	20.6	244.5
04	3,454	6.1	91.6	15.2	54.5	7.9	265.3
05	3,269	5.4	119.2	30.1	65.3	19.8	364.6
06	2,590	20.8	99.1	16.9	46.0	29.6	382.6
07	1,974	23.8			35.9	24.6	
08	1,438	27.2			36.5	1.8	
09	1,275	11.3			41.0	12.4	
10	1,762	38.2			40.8	0.5	
10年末累計	44,039				730.2		



(注) 累計は本書の計算による(「中国商務年鑑」10年版では、09年末累計の件数は4万2,401件、実行額は694.8億ドル)。
 (出所) 中国経済データハンドブック2011年版(「中国対外経済貿易年鑑」, 「中国商務年鑑」各年版, 「国際貿易」11年第2期)